

2026 年 6 月 26 日

関係者各位

茨木商工会議所

台風等における珠算能力検定試験の施行・中止判断について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

台風等による珠算能力検定試験の施行および中止の判断について、2013 年 10 月 22 日付の日本商工会議所・日本珠算連盟の通達「台風や大雪等における珠算検定試験等の施行・中止の判断について」に基づき、下記のとおりご連絡申し上げます。

ご承知くださいますよう、お願い申し上げます。

記

(1) 試験を実施する場合

試験当日に台風などの影響が予想される場合であっても、影響が確定しない限りは原則として試験を実施いたします。

なお、試験当日に公共交通機関の運休や遅延が発生した場合、遅刻等に対する特別な措置（時間の繰り下げ等）はございませんので、あらかじめご了承ください。受験できなかった場合、試験自体が中止されていない限り、受験料の返金はいたしません。

(2) 試験を中止する場合

台風等の影響により、試験当日に公共交通機関が麻痺、または試験会場が閉鎖されるなど、試験の実施が困難であると判断した場合は試験を中止いたします。

試験を中止する場合に限り、当日朝 7 時 20 分までに茨木商工会議所ホームページにてお知らせいたします。（※試験を実施する場合は掲載いたしません）

なお、試験を中止した場合は、受験料を全額返金（返還）いたします。

〈茨木商工会議所ホームページ〉

<https://www.otsucci.or.jp/>

